

第187回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

■事業報告

会計監査人の状況	1 頁
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	2 頁

■連結計算書類

連結持分変動計算書	5 頁
連結注記表	6 頁

■計算書類

株主資本等変動計算書	24 頁
個別注記表	25 頁

事業報告

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	249百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき当年度に係る金銭その他の財産上の利益の合計額	727百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である主に非財務情報の開示に係るアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、LION PTY LTD、Coca-Cola Beverages Northeast, Inc.及びBlackmores Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の計算関係書類の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む)の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

1 キリングroupの取締役等^{*}及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

^{*} 取締役等(取締役、執行役員及びその他の業務執行者を指す。以下同じ。)

当社の取締役は、キリングroupにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングroupの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これをキリングgroupの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社経営監査部(キリングgroupの各社内部監査部門を含む。)が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

2 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

当社の取締役は、以下の文書(電磁的記録を含む。)について、関連資料とともにこれらを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- 株主総会議事録
- 取締役会議事録
- グループ経営戦略会議その他重要な会議体の議事録
- 決裁申請書(決裁権限が部長以上のもの)
- 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

3 キリングgroupの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスクマネジメント体制)

当社の取締役は、キリングgroupにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、キリングgroupの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化しこれをキリングgroupの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社経営監査部(キリングgroupの各社内部監査部門を含む。)がキリングgroupの各社の内部監査を実施する。

4 キリングgroupの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

当社の取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、キリングgroupの取締役等の職務執行における効率性を確保する。

- キリングgroup全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほかグループ経営戦略会議を組織し、これを審議する。
- 当社に業務執行の責任者となる執行役員を選任するとともに、必要に応じキリングgroupの各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督をする。
- 職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- キリングgroupの各社ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

5 キリングgroupの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制(職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制)

当社の取締役は、キリングgroupの取締役等の職務執行の報告及びその他の業務の適正を確保するために、以下の事項を含むキリングgroupの各社に適用されるルール、基準を整備し、これに則った運営を実行する。

- キリングgroupの各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
- キリングgroupの各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
- キリングgroupの情報伝達体制^{*}に関する事項
- 当社経営監査部によるキリングgroupの内部監査に関する事項

^{*} キリングgroup内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(以下総称して、監査役関連体制)

当社の取締役は、当社の監査役の職務を補助する者として、当社の使用人を任命する。

7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

8 キリングループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役は、当社監査役監査基準等の定めるところにより当社の監査役があらかじめ指定した事項について、当社の監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- キリングループの各社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- 当社の監査役の同意を要する法定事項
- キリングループの内部統制システムの整備状況及びその運用状況

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、キリングループの各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

キリングループの各社の取締役、監査役及び使用人(当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む。)は、キリングループの各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができる。

当社の監査役は、内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

9 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めたキリングループ共通の規程を整備し、キリングループの各社に周知したうえで適切に運用する。

10 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社の取締役は、当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還手続等の方針について、当社の監査役と協議のうえ、これを定める。

11 その他当社の監査役職務執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的に行う。

また、当社の取締役は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役がキリングループの各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役職務執行が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 内部統制システムの運用状況

1 キリングループの取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

キリングループは、グループ共通の価値観"One KIRIN"Valuesとして、「熱意、誠意、多様性」"Passion. Integrity. Diversity."を掲げています。その精神に基づいたコンプライアンスに関する考え方として「キリングループ コンプライアンス・ポリシー」を定め、グループ内での周知、理解浸透を図っています。

また、キリングループでは改正公益通報者保護法に従い内部通報に関する規程を策定し、グループ各社で通報窓口を設置、運用しています。また、直接的に責任者に通報できる仕組みの「キリングループコンプライアンス(リスク統括)担当役員直通ホットライン」及び、海外グループの従業員が現地で使用している言語でキリンホールディングスに通報することのできる「グローバルホットライン」を併設し、より機能する通報体制の強化に努めています。なお、内部通報制度においては、各窓口への通報を理由として不利益な取扱いをすることを禁止しています。

2 当社の取締役職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しています。

3 キリングループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスクマネジメント体制)

キリングループは、リスクマネジメントの目的、体制及び手法を定めた「グループリスクマネジメント方針」、さらにそれを具体化した「グループリスクマネジメント規程」、「グループリスクマネジメントシステムマニュアル」及びクライシス発生時の対応手順を定めた「グループクライシス管理マニュアル」を整備し、キリングループの各社に周知・運用しています。また、取締役会及びグループリスク・コンプライアンス委員会にて、リスクマネジメントに関する活動内容の振り返り、活動予定についての審議又は報告を行っています。

4 キリングループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しています。当年度においては、取締役会を開催したほか、所定の事項についてはグループ経営戦略会議を開催し、審議いたしました。また、当社は、機動的に各事業・各機能戦略を実行すること、及び執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っています。

なお、当社は、年度計画に基づき、四半期ごとのモニタリング等を通じてキリングループ及び各社の業績管理を行っています。

5 キリングループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制(職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制)

当社取締役会は、当年度の内部統制システムの構築・運用状況について、確認しています。

また、当社は、職務権限規程等に基づき、キリングループの各社・各機能のモニタリングに関するルール・基準を整備し、四半期ごとのモニタリングを実施しています。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(以下総称して、監査役関連体制)

当社は、監査役は、監査機能強化を図るために、監査役業務を補助する組織として監査役室を設置しています。

7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社の監査役業務を補助する専任の使用人は、業務執行から独立しており、当社の監査役の指揮命令のみに従っています。

8 キリングループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

キリングループの各社は、内部通報制度を整備し、その運用状況について定期的に当社の監査役に報告しています。

また、当社は、「キリングループ監査役直通ホットライン」の運用等により、グループ全体における適切な内部通報制度を構築・運用しています。

9 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

キリングループは、前号の報告をした者の匿名性を保護すること、及びその者が不利な扱いを受けることを禁止するための体制を確保することを目的として、「キリングループ監査役直通ホットライン」に関する規程を整備し、キリングループの各社に周知・運用しています。

10 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社は、当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針を定めて、当該方針を適切に運用しています。

11 その他当社の監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当年度中、当社の代表取締役会長・社長との面談、当社の社外取締役との情報交換をそれぞれ行ったほか、当年度中に開催されたグループ経営戦略会議に全て出席いたしました。

連結計算書類

連結持分変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定
2025年1月1日残高	102,046	9,497	1,130,931	△251,376	19,676	—
会計方針の変更による影響額			△10,731			
会計方針の変更を反映した2025年1月1日残高	102,046	9,497	1,120,200	△251,376	19,676	—
当期利益			147,542			
その他の包括利益					3,739	2,789
当期包括利益	—	—	147,542	—	3,739	2,789
剰余金の配当			△58,730			
自己株式の取得				△19		
自己株式の処分		7		1		
株式に基づく報酬取引		56	△61	392		
支配の喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		△19,790				
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			2,368		420	△2,789
利益剰余金から資本剰余金への振替		10,229	△10,229			
所有者との取引額合計	—	△9,497	△66,653	374	420	△2,789
2025年12月31日残高	102,046	—	1,201,090	△251,002	23,836	—

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
2025年1月1日残高	169,311	1,440	190,427	1,181,525	352,189	1,533,714
会計方針の変更による影響額				△10,731		△10,731
会計方針の変更を反映した2025年1月1日残高	169,311	1,440	190,427	1,170,794	352,189	1,522,984
当期利益				147,542	30,631	178,173
その他の包括利益	41,474	△1,202	46,799	46,799	2,706	49,505
当期包括利益	41,474	△1,202	46,799	194,341	33,337	227,678
剰余金の配当				△58,730	△14,815	△73,545
自己株式の取得				△19		△19
自己株式の処分				8		8
株式に基づく報酬取引				387	△27	360
支配の喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動				△19,790	△62,528	△82,317
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△2,368	—		—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—		—
所有者との取引額合計	—	—	△2,368	△78,144	△77,370	△155,514
2025年12月31日残高	210,785	238	234,858	1,286,991	308,156	1,595,148

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」)に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	164社
主要な会社名	麒麟麦酒株式会社、LION PTY LTD、キリンビバレッジ株式会社、Coca-Cola Beverages Northeast, Inc.、協和キリン株式会社、株式会社ファンケル、Blackmores Limited

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	26社
主要な会社名	SAN MIGUEL BREWERY INC.

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は償却原価で測定される金融資産、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。通常の方法による金融資産の売買は、取引日において認識又は認識の中止を行っております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

(b) 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産のうち売買目的保有でない資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する取消不能の指定を行う場合があります。当該指定を行っていない資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類されます。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価

値に、当該金融資産に直接起因する取引コストを加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しており、公正価値の変動額は、金融資産の分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定された資本性金融商品から生じる配当金については純損益で認識し、公正価値が著しく下落した場合又は認識を中止した場合は、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を利益剰余金に振り替えております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は譲渡され、かつ実質的に所有に伴うほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。貸倒引当金の変動は純損益に計上しております。

当初認識後は、報告日において、金融資産を次の3つのステージに分類し、それぞれ以下のとおり、予想信用損失を測定しております。

	説明	予想信用損失の測定方法
ステージ1	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大していないもの	12ヶ月の予想信用損失
ステージ2	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大しているもの	全期間の予想信用損失
ステージ3	信用減損の証拠がある金融商品	全期間の予想信用損失

当社グループでは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております(単純化したアプローチ)。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。

また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断した場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク、金利リスクや商品価格をそれぞれヘッジするために、為替予約、通貨スワップ、金利スワップ、商品スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、キャッシュ・フローの変動を相殺する上で有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる予定取引である場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(ii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに発生したその他のコストが含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要するコストの見積額を控除した額であります。

(3) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去及び原状回復コストの当初見積額等が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主な資産の種類別の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～57年
機械装置及び運搬具	2～30年
工具器具及び備品	2～20年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、各期末日に見直し、変更が必要な場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、年次及び減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

のれんの内部モニタリング単位が変更された場合には、変更後の内部モニタリング単位に従い資金生成単位又は資金生成単位グループにのれんを再配分しております。

のれんの当初認識時点における測定は、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の合計が、取得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額としております。企業結合で移転された対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計で計算しております。

③ 無形資産

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、自己創設の過程で生じる従業員給付費用及び消費したサービスに関する費用等が含まれております。

(i) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(ii) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

(iii) 自己創設無形資産(開発費)

当社グループで発生した研究開発費は、次の資産計上の要件のすべてを満たす開発活動に対する支出を除き、発生時に費用として認識しております。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、償却を行わず、年次及び減損の兆候が存在する場合にその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能となった時点から見積耐用年数にわたり定額法で償却しており、減損の兆候が存在する場合にその都度、減損テストを実施しております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとお

りであります。

顧客関係	20～41年
販売権	5～20年
ソフトウェア	2～10年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、各期末日に見直し、変更が必要な場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

リースは、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

(i) 使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、対応する原資産が自社所有であった場合に表示される連結財政状態計算書上の表示項目に含めて表示しております。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。

(ii) リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。

リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しております。

なお、当社グループは短期リース及び少額資産のリースについては、リース料が他の規則的な方法により利用者の便益のパターンがより適切に表される場合を除いて、リース期間にわたり定額法によって費用として計上しております。

⑤ 非金融資産の減損

当社グループは、のれん並びに耐用年数が確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産について、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度減損テストを行っております。

当社グループでは、報告日現在で、棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び売却目的で保有する資産を除く非金融資産の減損の兆候の有無を判断しております。なお、持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施しておりませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っております。

減損の兆候がある場合又は年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値、及び当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、純損益として認識しております。

過年度に減損損失を認識した、のれん以外の資産又は資金生成単位については、報告日において過年度に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候の有無を判断しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却累計額又は償却累計額控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、直ちに純損益として認識しております。

(4) 法人所得税

法人所得税は当期税金と繰延税金との合計額であります。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、報告日までに制定又は実質的に制定されたものであります。純損益として認識される当期税金には、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を含んでおりません。

繰延税金は、報告日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び税務上の繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しておりますが、それぞれ以下の場合には繰延税金資産又は負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から一時差異が生じる場合
- ・ 企業結合でない取引で、取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引における資産又は負債の当初認識から一時差異が生じる場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、当社グループが一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

また、当社グループは、2023年5月23日に改訂されたIAS第12号「法人所得税」の一時的な例外規定を適用し、経済開発協力機構(OECD)が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び負債に関して、認識及び開示を行っておりません。

繰延税金資産及び負債は、報告日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて一時差異が解消されるときに適用されると予想される税率で算定しております。純損益として認識される繰延税金には、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を含んでおりません。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上の強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課されている場合、相殺しております。

なお、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

(6) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、確定給付型及び確定拠出型の年金制度を設けており、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度負債(資産)の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値(必要な場合には、最低積立要件への調整を含む)を控除して算定しております。確定給付制度が積立超過である場合は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度資産又は負債の純額の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

② 解雇給付

当社グループは、当社グループが通常の退職日前に従業員の雇用を終了する場合、又は従業員が給付と引き換えに自発的に退職する場合に解雇給付を支給します。当社グループが、従業員を解雇することに関する詳細な公式の計画を有しており、その撤回可能性がない場合には、雇用の終了が確約された時点で解雇給付を費用として計上しております。

③ 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、当社が従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として計上しております。

(7) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

消費税や付加価値税、酒税等については各国の法令や取引実態を総合的に勘案し、税務当局の代理人とし

て取引を行っていると考えられるものについては、取引金額に含んでおりません。

① 酒類事業、飲料事業及びヘルスサイエンス事業

酒類事業、飲料事業及びヘルスサイエンス事業においては、酒類、清涼飲料、健康食品等の販売を行っております。

このような販売については、顧客へ製商品を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

製商品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量や販売金額に基づくリポートや値引きなどを控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

製商品の販売契約における対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1～2カ月以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

② 医薬事業

医薬事業においては、顧客に対して医薬に関係する製商品の販売及び技術の導出を行っております。

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に見込まれる際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

(i) 製商品の販売から生じる収益

顧客に対する製商品の販売契約並びに製商品に係る販売権の譲渡契約及びライセンス契約については、顧客へ製商品、販売権又はライセンス(以下、「製商品」という。)を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

製商品の販売から生じる収益は、主に卸売業者、医療機関、医療保険会社、政府機関に対する割戻や値引等の項目を控除した金額で算定しております。控除調整のうち最も重要なものは、顧客に対する割戻、卸売業者に対するチャージバック、米国公的医療保険制度に係る割戻、期限切れ返品に係る引当になります。これらの調整額は、契約内容や過去の実績値等を考慮して算出されますが、見積りに基づくため、実際の発生額を完全に反映していない場合があります。購入機関の種類、最終消費者及び製品の売上構成等により変動する可能性があります。

顧客に返金すると見込んでいる対価は、返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

製商品の販売契約における対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(ii) 技術収入

当社グループは、第三者に当社グループの開発品の開発、製造及び販売に係る権利の許諾等を認めたライセンス契約に基づき、技術収入として契約一時金、マイルストーン収入及びランニング・ロイヤルティ収入を得ております。ライセンス契約には、ライセンスの許諾以外に当社グループによる財又はサービスの提供がない場合と、製造技術や薬剤の提供等の開発協力、規制当局承認対応、共同販売促進等に関して当社グループによる財又はサービスの提供がある場合があります。

ライセンスの許諾以外に重要な財又はサービスの提供がない場合には、通常、契約一時金はライセンス許諾時点において履行義務のすべてが充足されることから、ライセンスを許諾した時点で収益を認識しており、開発活動が成功し規制当局の承認が得られたこと等で受領するマイルストーン収入は、事後に収益の重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルスト

ンが達成される可能性が非常に高くなった時点で収益を認識しております。

また、ライセンスの許諾を含む複数の重要な財又はサービスの提供がある場合には、契約一時金及びマイルストーン収入からなる取引価格を、認識した単一又は複数の履行義務に対してその内容に応じて配分し、契約負債として計上した上で、当該履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ライセンス契約に関連する開発協力等の履行義務は、個々のライセンス契約に応じた適切な進捗度をインプット法により測定しております。

ランニング・ロイヤルティ収入及び製剤の売上高合計が一定額を超えたこと等で受領する販売達成マイルストーン収入は、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに該当し、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、実際に販売又は使用された時点か、売上高ベース又は使用量ベースのロイヤルティに配分された履行義務が充足された時点のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

ライセンス契約における対価は、ライセンスの許諾時点並びにマイルストーン達成等の契約に基づく合意時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(8) 外貨換算の方法

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

報告日における外貨建貨幣性項目は、報告日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の財政状態計算書の資産及び負債は、その財政状態計算書の日現在の為替レートで、純損益及びその他の包括利益を表示する各計算書の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、平均為替レートで換算しております。

当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の純損益に振り替えております。

会計方針の変更に関する注記

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂

当社グループは、当年度よりIAS第21号「外国為替レート変動の影響」(2023年8月改訂)を適用しております。

この改訂の概要は、通貨が他の通貨と交換できるかどうかの評価、並びに交換できない場合に使用すべき為替レート及び提供すべき開示の決定における一貫したアプローチを明確化したものになります。この明確化されたアプローチに従って、以下の取引に係る現金及び現金同等物の換算に用いる外国為替レートについて変更しております。

(1) 対象となる通貨及び当該通貨が交換可能ではなくなった原因

当社の連結子会社であるKirin Holdings Singapore Pte, Ltd.は、日本国内の銀行の在ミャンマー支店においてミャンマーチャット預金残高を保有しております。2022年4月にミャンマー中央銀行から外貨兌換規制が発令され、ミャンマーチャット(MMK)から外貨への両替及び海外送金には当局の承認が必要となり、同社が保有する一部の現金及び現金同等物の利用に一定の制限を受けております。

(2) 影響する資産及び負債の帳簿価額

(単位：千チャット)

	期首残高	期末残高
現金及び現金同等物	343,431,695	343,706,074

(3) 使用した直物為替レート

従来、ミャンマー中央銀行が定める公定レートを当該現金及び現金同等物の換算に用いておりましたが、ミャンマー中央銀行が通貨交換の際に提示するMarket Trading Rateを用いる方法に変更しております。

なお、当期首に適用した為替レートは、3,588MMK/USDです。

当社グループでは、経過措置に従って、適用開始時の影響額を利益剰余金期首残高の修正として認識しております。これにより、連結持分変動計算書における利益剰余金の2025年1月1日残高が、「会計方針の変更による影響額」として10,731百万円減少しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があるものは、以下のとおりであります。

(1) 有形固定資産、のれん及び無形資産の評価

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 738,987百万円、のれん 533,321百万円、無形資産 694,668百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは有形固定資産、のれん及び無形資産について、減損の兆候がある場合、及び年次で減損テストが要求されている場合、当該資産又は当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資産又は資産が属する資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうちいずれか高い方の金額としております。

回収可能価額の算定においては、経営者によって承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等や、類似企業の事業に関する相場価額に基づいて算定(マーケット・アプローチ)する場合の算定対象となる事業に関する将来計画等について、一定の仮定を設定しております。これらの仮定は経営者の見積りと判断により決定しており、前提とした状況が変化した場合は、回収可能価額の結果が見積りと異なり、翌年度の連結計算書類の有形固定資産、のれん及び無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 83,092百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を計上しております。

認識された繰延税金資産については、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来課税所得の見積りに基づき、回収可能性が高いと考えております。これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や税法の改正等によって影響を受けた場合は、将来の課税所得の結果が見積りと異なり、翌年度の連結計算書類の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,309,216百万円
2. 担保資産	
建物及び構築物	676百万円
土地	592百万円
その他の金融資産	300百万円
3. 資産から直接控除した貸倒引当金	
その他の金融資産	1,510百万円
営業債権及びその他の債権	2,040百万円
4. 保証債務	
従業員の銀行借入等に対する保証	31百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式

発行済株式の種類	普通株式
当年度期首株式数	914,000,000株
当年度増加株式数	—
当年度減少株式数	—
当年度末株式数	914,000,000株

(2) 自己株式

自己株式の種類	普通株式
当年度期首自己株式数	104,005,638株
当年度増加自己株式数(注1)	8,963株
当年度減少自己株式数(注2)	162,720株
当年度末自己株式数(注3)	103,851,881株

(注)1. 当年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取8,963株であります。

2. 当年度減少自己株式数は、単元未満株式の売却315株、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が保有する株式162,405株の払出しによるものであります。

3. 当年度末自己株式数は、役員報酬BIP信託が保有する株式1,599,007株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額(注1)	28,817百万円
② 1株当たり配当額	35円50銭
③ 基準日	2024年12月31日
④ 効力発生日	2025年3月31日

2025年8月7日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額(注2)	30,035百万円
② 1株当たり配当額	37円00銭
③ 基準日	2025年6月30日
④ 効力発生日	2025年9月4日

(注) 1. 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金63百万円が含まれております。

2. 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金59百万円が含まれております。

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

2026年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額(注)	30,035百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	37円00銭
④ 基準日	2025年12月31日
⑤ 効力発生日	2026年3月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金59百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、企業価値の最大化に向けて、株主還元と財務健全性・柔軟性の確保に重点をおいた最適な資本構成を維持することを資本管理の基本方針としております。シナジーの創出・CSV経営の推進、資産の圧縮などにより、収益性・効率性の向上を目指し、創出したキャッシュ・フローは事業投資や設備投資、株主還元及び有利子負債の返済に充当します。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、事業活動を行うに当たり、信用リスク、流動性リスク及び市場リスク等の財務上のリスクに晒されており、これらのリスクを低減するために、一定の方針等に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブの利用を財務上のリスクをヘッジする目的とした利用に限定しており、投機目的では利用しておりません。

① 信用リスク

当社及び一部の子会社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 流動性リスク

当社グループは、財務上のリスク管理規程に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定しております。その上で、流動性リスクに備えるため複数の金融機関からのコミットメント・ラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより当該リスクを管理しております。

③ 市場リスク

(i) 為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引や、在外営業活動体の財務諸表を日本円に換算し連結する際に、当社グループの資本が為替変動の影響を受けるリスクに晒されております。為替変動リスクを管理するため為替予約や通貨スワップ等を利用しヘッジしております。

(ii) 金利変動リスク

当社グループは報告日現在において変動金利の金融商品を保有しておらず、金利変動リスクはありません。

(iii) 価格変動リスク

当社グループでは、資本性金融商品(株式)から生じる株価変動リスクに晒されております。保有している資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握するとともに、発行体が取引先企業である場合には、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年12月31日における金融商品の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。経常的に公正価値で測定する金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致し、償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、下表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
社債 (注1,3)	332,190	320,475
長期借入金 (注2,3)	575,227	553,154

- (注) 1. 社債の公正価値については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
2. 長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
3. 1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、公正価値の算定における優先順位が最も低いレベルに公正価値を分類しております。

(1) 公正価値で測定される金融商品

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
デリバティブ資産（注1）	－	1,062	－	1,062
株式（注2）	36,050	－	29,130	65,180
その他	－	－	2,027	2,027
合計	36,050	1,062	31,157	68,269
負債：				
デリバティブ負債（注1）	－	603	4,795	5,398
その他	－	－	18,043	18,043
合計	－	603	22,838	23,441

(注) 1. デリバティブの公正価値については、為替レート及び金利等の市場データに基づいて取引先金融機関等が算定した価格に基づいております。

2. 株式の公正価値については、上場株式については取引所の市場価格、非上場株式については類似会社の市場価格に基づく評価技法等を用いて算定しております。

(2) 償却原価で測定される金融商品

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（注）	－	－	553,154	553,154
社債	－	320,475	－	320,475

(注) 1年内返済予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当年度の売上収益の内訳は以下のとおりです。キリンビール及びCoke Northeastは単体の数値であり、それ以外は連結の数値を表示しております。

(単位：百万円)

	連結損益計算書計上額
酒類	
キリンビール	659,525
Lion	283,338
豪州・NZ	195,494
北米クラフト他	87,844
その他	132,398
合計	1,075,261
飲料	
キリンビバレッジ	266,453
Coke Northeast	299,884
その他	11,852
合計	578,190
医薬	496,514
ヘルスサイエンス	
ファンケル	111,447
Blackmores	70,167
その他	69,753
合計	251,366
その他	32,031
連結	2,433,363

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (7)顧客との契約から生じる収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当年度及び翌年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 営業債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	
	期首残高	期末残高
受取手形及び売掛金(営業債権)	482,994	518,335
契約負債	25,368	28,382

(2) 履行義務の充足時期

技術収入に関する契約等における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、実務上の便法を使用しているため、当初の予想残存期間が1年以内の取引は含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額
1年以内	24,293
1年超2年以内	3,939
2年超3年以内	119
3年超	32
合計	28,382

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,588円 59銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 182円 13銭 |

企業結合等に関する注記

子会社に対する所有持分の変動

当年度において、当社は連結子会社である㈱ファンケル(以下、「ファンケル」という。)の株式を追加取得いたしました。これは、2024年12月20日付で効力が発生した株式併合により生じた1株に満たない端数となる株式に関して、2025年3月14日付で当社に対する売却が完了し、同日付における当該株式の譲渡契約の効力発生をもって当社のファンケルに対する所有持分が75.62%から100%になったものであります。

なお、取得対価は現金82,573百万円(未払金を含む)であり、追加取得に伴い非支配持分が62,814百万円、資本剰余金が19,814百万円それぞれ減少しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 子会社持分の譲渡

当社は、2026年2月6日付(日本時間)で、当社の連結子会社であるKirin Beer & Spirits of America Inc.が、その完全子会社であるFour Roses Distillery, LLC(以下「Four Roses社」)の全持分を譲渡する持分譲渡契約をE. & J. Gallo Winery(以下「Gallo社」)と締結しました。

(1) 持分譲渡の経緯

当社が2002年にFour Roses社を取得して以来、同事業は米国市場を中心に順調な成長を遂げ、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。

一方で、キリングroupは中長期的な視点からバランスシート・事業ポートフォリオの見直しを定期的に実施しており、このたび慎重に検討を重ねた結果、Gallo社に譲渡する契約を締結しました。

(2) 譲渡する相手先の名称

E. & J. Gallo Winery

(3) 持分譲渡実行日

2026年度第2四半期(予定)

(4) 当該子会社の概要

名称	Four Roses Distillery, LLC
事業内容	バーボンウイスキーの製造・販売

(5) 譲渡する持分の数、譲渡後の持分比率、譲渡価額及び譲渡損益

譲渡する持分の数	100%
譲渡後の持分比率	—
譲渡価額	最大合計約1,200億円(775百万米ドル) (注)
譲渡損益	精査中

(注) 譲渡価額のうち約80億円(50百万米ドル)は、本持分譲渡後にFour Roses社が一定の売上収益目標を達成することを条件として発生する可能性がある対価となります。また、実際の譲渡価額は、譲渡契約に定める持分譲渡実行時の価格調整を実施した金額となる予定です。

2. 自己株式の取得及び消却

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議したとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、安定配当と成長戦略の実行に向けた投資を最優先とする資本配分方針のもと、財務状況及び資本効率などを総合的に勘案し、最適なキャッシュアロケーションの一環として自己株式の取得及び消却を行うことといたしました。機動的な資本政策の遂行、資本効率の向上を通じて、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	50,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 6.2%)
株式の取得価額の総額	80,000百万円(上限)
取得期間	2026年3月6日から2027年2月12日まで

(3) 消却に係る事項の内容

① 既所有株式の消却

消却対象株式の種類	普通株式
消却する株式の総数	98,000,000株 (消却前発行済株式総数に対する割合 10.7%)
消却予定日	2026年3月3日

② 上記(2)により取得した自己株式の消却

消却対象株式の種類	普通株式
消却する株式の総数	上記(2)により取得した自己株式の全数
消却予定日	2027年3月2日

計算書類

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年1月1日残高	102,046	81,412	15	81,427	25,511	506,368	95,902	627,781
当期の変動額								
剰余金の配当							△28,755	△28,755
剰余金の配当(中間配当)							△29,976	△29,976
当期純利益							48,023	48,023
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)								
当期の変動額合計	-	-	7	7	-	-	△10,707	△10,707
2025年12月31日残高	102,046	81,412	22	81,435	25,511	506,368	85,194	617,074

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年1月1日残高	△250,270	560,984	908	908	561,893
当期の変動額					
剰余金の配当		△28,755			△28,755
剰余金の配当(中間配当)		△29,976			△29,976
当期純利益		48,023			48,023
自己株式の取得	△19	△19			△19
自己株式の処分	321	328			328
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)			△155	△155	△155
当期の変動額合計	302	△10,398	△155	△155	△10,553
2025年12月31日残高	△249,968	550,586	754	754	551,340

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(10年以内)に基づく定額法により、のれんについてはその効果が発現すると見積られる期間(10年)で均等償却しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……………役員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社の収益は主に子会社からの経営指導料及び受取配当金からなります。経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点において当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、受取配当金は効力が生ずる日に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約等については、要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を与える可能性があるものは、以下のとおりであります。

(市場価格のない関係会社株式の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式	1,150,698百万円
関連会社株式	135,435百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上して処理をしております。なお、超過収益力等を反映した価額で取得した株式の実質価額は、株式の発行会社の財政状態に超過収益力等を加味して算定しております。

当該実質価額の基礎となっている事業計画については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。将来実績が事業計画を大幅に下回る場合は、当該関係会社株式の評価結果が見積りと異なり、翌事業年度の計算書類の当該関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	333,038 百万円
長期金銭債権	54,832 百万円
短期金銭債務	446,585 百万円
長期金銭債務	783 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

21,510 百万円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

3. 保証債務

関係会社の銀行借入等に対する保証	777 百万円
従業員の銀行借入等に対する保証	31 百万円
合計	808 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高(区分掲記したものを除く)

営業収益	71,147百万円
営業費用	22,911百万円
営業取引以外の取引高	10,120百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

自己株式の種類	普通株式
当期首自己株式数	104,005,638株
当期増加自己株式数(注1)	8,963株
当期減少自己株式数(注2)	162,720株
当期末自己株式数(注3)	103,851,881株

(注) 1. 当期増加自己株式数は、単元未満株式の買取8,963株であります。

2. 当期減少自己株式数は、単元未満株式の売却315株、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が保有する株式162,405株の払出しによるものであります。

3. 当期末自己株式数は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が保有する株式1,599,007株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

関係会社株式及び関係会社出資金	196,878百万円
繰越欠損金	11,942百万円
その他	32,260百万円
繰延税金資産小計	241,080百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,464百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△219,229百万円
評価性引当額小計	△228,693百万円
繰延税金資産合計	12,387百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	△208百万円
その他	△486百万円
繰延税金負債合計	△694百万円

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有又は 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	麒麟麦酒 株式会社	所有 直接 100%	—	資金貸借 関係 経営指導の 受託 社員の出向	資金の貸付 (注1,2)	148,115	短期貸付金	145,314
					経営指導料 (注4)	49,244	未収収益	5,620
					出向者の人件費 の精算 (注5)	14,893	立替金	2,440
子会社	キリンビバレッジ 株式会社	所有 直接 100%	—	資金貸借 関係	資金の貸付 (注1,2)	14,972	短期貸付金	19,860
子会社	メルシャン 株式会社	所有 直接 100%	—	資金貸借 関係	資金の貸付 (注1,2)	25,752	短期貸付金	24,131
子会社	協和発酵バイオ 株式会社	所有 直接 100%	兼任1名	資金貸借 関係	資金の貸付 (注1,2)	81,165	短期貸付金	38,351
							投資その他の資 産のその他 (注6)	55,726
子会社	協和キリン 株式会社	所有 直接 55%	兼任1名	資金貸借 関係	資金の借入 (注1,3)	198,175	短期借入金	194,108
子会社	Coca-Cola Beverages Northeast, Inc.	所有 直接 100%	—	資金貸借 関係	資金の借入 (注1,3)	39,579	短期借入金	63,268
子会社	Kirin Holdings Singapore Pte, Ltd.	所有 直接 100%	—	資金貸借 関係	資金の借入 (注1,3)	75,274	短期借入金	110,442
子会社	Four Roses Distillery, LLC	所有 間接 100%	—	資金貸借 関係	資金の貸付 (注1,2)	19,590	短期貸付金	21,954
子会社	キリンバイオマテ リアル株式会社	所有 直接・間接 100%	—	資金貸借 関係	資金の貸付 (注1,2)	17,496	短期貸付金	22,357
子会社	キリンビジネスシ ステム株式会社	所有 直接 51%	—	営業上の取引	システム利用料 等 (注7)	16,523	未払金	1,122

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸借取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。
2. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 経営指導料は業務内容を勘案し、両社協議のうえ決定しております。
5. 子会社への出向者人件費の立替払いであります。
6. 同額の貸倒引当金を計上しております。
7. システム利用料等は一般の取引条件を勘案し、両者協議のうえ決定しております。
8. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	680円 54銭
1株当たり当期純利益	59円 28銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議したとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、安定配当と成長戦略の実行に向けた投資を最優先とする資本配分方針のもと、財務状況及び資本効率などを総合的に勘案し、最適なキャッシュアロケーションの一環として自己株式の取得及び消却を行うことといたしました。機動的な資本政策の遂行、資本効率の向上を通じて、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的としております。

2. 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	50,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 6.2%)
株式の取得価額の総額	80,000百万円(上限)
取得期間	2026年3月6日から2027年2月12日まで

3. 消却に係る事項の内容

(1) 既所有株式の消却

消却対象株式の種類	普通株式
消却する株式の総数	98,000,000株 (消却前発行済株式総数に対する割合 10.7%)
消却予定日	2026年3月3日

(2) 上記2により取得した自己株式の消却

消却対象株式の種類	普通株式
消却する株式の総数	上記2により取得した自己株式の全数
消却予定日	2027年3月2日